

経営実務Q&A（令和3年2月号）
「Q5 休学者の在籍料の取り扱い」の補足説明

「月報私学」令和3年2月号（第278号）に掲載した経営実務Q&Aのうち、「Q5 休学者の在籍料の取り扱い」について、内容の補足説明を致します。

令和3年3月23日 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長より各文部科学大臣所轄学校法人理事長に対し、学生の休学中の在籍料等に係る通知が発出されました。

当該通知に従い、学内の規程を整え、適切に対応してください。

なお、知事所轄法人においては、所轄庁の指示がある場合にはその指示により対応してください。

2 高私行第23号 令和3年3月23日

「学生の休学中の在籍料等に関する留意事項について（通知）」

3. 休学中の学生は授業を受講しないことから、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないこと。